## 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 (新規・7月報告)

1 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする入院料等の届出状況 (新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の口に「✓」を記入のこと。)

新規 届出	既 届出	項目名	届出年月日		新規 届出	既 届出	項目名	届出年月日			
		夜間看護加算 (療養病棟入院基本料の注13)	年	月	日			看護補助加算 1 ・ 2 ・ 3 (該当するものに〇をつけること)	年	月	日
		看護補助加算 (障害者施設等入院基本料の注9)	年	月	日			夜間75対1看護補助加算	年	月	日
		夜間看護体制加算 (障害者施設等入院基本料の注10)	年	月	日			夜間看護体制加算 (看護補助加算)	年	月	日
		急性期看護補助体制加算 (対1)	年	月	日			看護職員配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注3)	年	月	日
		夜間急性期看護補助体制加算 (対1)	年	月	日			看護補助者配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注4)	年	月	日
		夜間看護体制加算 (急性期看護補助体制加算)	年	月	日			看護職員夜間配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注7)	年	月	日
		看護職員夜間12対1配置加算 1・2 (該当するものに〇をつけること)	年	月	日			看護職員夜間配置加算 (精神科救急入院料の注5)	年	月	日
		看護職員夜間16対1配置加算 1・2 (該当するものに○をつけること)	年	月	日			看護職員夜間配置加算 (精神科救急・合併症入院料の注5)	年	月	日

		(政当するものにして バラのこと)		(科仲科教志-古ি旅科的注5)
		出時又は毎年4月時点の状況について記載する 適合する場合「✓」を記入すること。)	事項	Į
平成 (1)		₹ 月 日時点の看護職員の負担の軽減し 職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体		する体制の状況
	ア	看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関す	る責	賃任者 氏名: 職種:
	イ	看護職員の勤務状況の把握等		
		(ア) 勤務時間		平均週時間 (うち、時間外労働時間)
		(イ) 2交代の夜勤に係る配慮		□ 勤務後の暦日の休日の確保
				□ 仮眠2時間を含む休憩時間の確保
				□ 16時間未満となる夜勤時間の設定
				□ その他
				(具体的に:
		(ウ) 3交代の夜勤に係る配慮		□ 夜勤後の暦日の休日の確保
				□ その他
	<u> </u>	   多職種からなる役割分担推進のための委員会:	V (+·	(具体的に: ) (会議 開催頻度: 回/年
		夕城性がりなる反引力 担任進めための安貞去。	<b>人</b> 16	参加人数:平均 人/回
				参加職種( )
	ェ	看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資す	る計	
				□ 職員に対する計画の周知
	オ	看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関す	る取	双組事項 □ 医療機関内に掲示する等の方法で公開
		の公開		(具体的な公開方法:
(2) 和	<b>手護</b>	職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具何		
	ア	業務量の調整		時間外労働が発生しないような業務量の調整
	イ	看護職員と他職種との業務分担		薬剤師 ロ リハビリ職種(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)
				臨床検査技師 □ 臨床工学技士
	L.	7.# 14.B. +		その他(職種 )
	ウ	看護補助者の配置		主として事務的業務を行う看護補助者の配置
	_	た は 間 工 担 豆 田 の 毛 謹 映 呂 の 廷 田		看護補助者の夜間配置
	_	短時間正規雇用の看護職員の活用 多様な勤務形態の導入		短時間正規雇用の看護職員の活用 多様な勤務形態の導入
	_	安保な動物形態の等へ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する		安保な動物形態の導入
		妊娠・丁月で中、月設中の有接収負に対する 配慮		夜勤の減免制度
		HUME		休日勤務の制限制度
				半日・時間単位休暇制度
				所定労働時間の短縮
				他部署等への配置転換
	+	夜勤負担の軽減		夜勤従事者の増員
				月の夜勤回数の上限設定

) 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等									
□には、適合する場合「✓」を記入すること。)									
① 交代制勤務の種別(□3交代、□変則3交代、□2交代、□変則2交代)									
② 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理									
	1)夜間看護 体制加算 (障害者施設 等入院基本料 の注10)		3)看護職員 夜間配置加 算 (12対1配置1・ 16対1配置1)	4)看護補助 加算 (夜間看護体 制加算)	5)看護職員 夜間配置 第(精神科教急 入院料和教 急・合併症入 院料の注5)	6) 1)から 5)のいずれ かの加算を算 定する病棟以 外			
ア 11時間以上の勤務間隔の確保									
イ 正循環の交代周期の確保(3交代又は 変則3交代のみ)									
ウ 夜勤の連続回数が2連続(2回)まで									
エ 夜間を含めた各部署の業務量の把握・ 調整するシステムの構築									
(ア)過去1年間のシステムの運用	( 🗆 )	( 🗆 )	( 🗆 )	( 🗆 )	( 🗆 )	( 🗆 )			
(イ)部署間における業務標準化	( 🗆 )	( 🗆 )	( 🗆 )	( 🗆 )	( 🗆 )	( 🗆 )			
オ みなし看護補助者を除いた看護補助者 比率5割以上									
カ 看護補助者の夜間配置									
キ 看護補助業務のうち5割以上が療養生活上の世話									
ク 夜間院内保育所の設置									
該当項目数	( )	( )	( )	( )	( )				
(参考)満たす必要がある項目数	4項目以上	3項目以上	4項目以上	4項目以上	3項目以上				

- 1 2(1)イ(ア)の勤務時間の算出に当たっては、常勤の看護職員及び週32時間以上勤務する非常勤の看護職員を対象とすること。
- 2 2(3)①の交代制勤務の種別は、当該保険医療機関において当てはまるもの全てに「✓」を記入すること。
- 3 2(3)②力は、夜間30対1急性期看護補助体制加算、夜間50対1急性期看護補助体制加算又は夜間100対1急性期看護補助体制加算を届け出 ている場合、□に「✓」を記入すること。
- 4 夜間看護体制加算(障害者施設等入院基本料の注10)、看護職員夜間12対1配置加算1、看護職員夜間16対1配置加算1又は看護職員夜間配 置加算(精神科救急入院料の注5又は精神科救急、合併症入院料の注5に限る。)を算定する医療機関は、2(3)②「夜間における看護業務の負担 ■加昇、併刊性がある人間が投入した。 ・ というでは、 ・ アからウについては、届出前1か月の各病棟の勤務実績(1)、2)又は4)は看護要員、3)又は5)は看護職員)が分かる書類
- ・エについては、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規定及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類
- ・オ及びカについては、様式9
- ・クについては、院内保育所の開所時間が分かる書類
- 5 夜間看護体制加算(障害者施設等入院基本料の注10)、看護職員夜間12対1配置加算1、看護職員夜間16対1配置加算1又は看護職員夜間配 置加算(精神科救急入院料の注5又は精神科救急、合併症入院料の注5に限る。)を算定する医療機関は、2(3)②「夜間における看護業務の負担 軽減に資する業務管理」の項目に関して、加算を算定するに当たり必要な項目数を満たしている間は、満たす項目の組合せが変更になった場合で あっても、変更の届出は不要であるが、変更になった月及び満たす項目の組合せについては、任意の様式に記録しておくこと。
- 6 2(3)②の6)は、1)から5)のいずれの加算も届け出ていない病棟における、夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理の状況につい て、□に「✓」を記入すること。
- 7 各加算の変更の届出にあたり、直近7月に届け出た内容と変更がない場合は、本届出を略すことができる。
- 8 同一の医療機関で本届出に係る複数の加算を届け出る又は報告する場合、本届出は1通のみでよい。